建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定を次のとおり取り消しました。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。 平成30年4月12日

京都市長 門 川 大 作

1 取消事項

指定	指定	道路の名称	道路の	道路の	道路の位置
番号	年月日		幅員	延長	担路♥ク仏園
第 412 号	平成 30. 3. 20	都市計画道路桃山石 田線の一部	メートル 16.0 ~ 22.0	メートル 197	京都市桃山東地区土地区画整理事業施工地区内

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)